# 秋田県農業信用基金協会 ・ JAリフォームローン

| | |
|---|---|
| 1. ご利用になれる方 | (1)当組合の組合員の方。<br>(2)当組合の地域内に居住または勤務している方。<br>(3)お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。<br>(4)前年度税込年収が 150 万円以上(正組合員の方は 150 万円以上)ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。<br>(5)勤続(または営業)年数が 1 年未満の方でも対応可。<br>(6)借入期間が 10 年を超える場合は、団体信用生命共済(保険)に加入できる方。<br>(7)当組合が指定する保証機関の保証が受けられる方。<br>(8)福祉対策の一環として、介護を必要とする高齢者や身体の不自由な家族のための既存住宅の増改築・改修・補修に対して融資する場合(対象資金を、以下「介護関連資金」という)は、原則として、60 歳以上の高齢者や身体障害者等の介護をする2親等以内の親族の方。<br>(9)その他当組合が定める条件を満たしている方。 |
| 2. 資金使途 | (1)ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。(介護関連資金を含みます。)ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当組合が所在を確認できる範囲内のものとします。<br>(2)現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。 |
| 3. 融資金額 | 10 万円以上 1,500 万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。<br>ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。 |
| 4. 融資期間 | 1年以上 20 年以内とします。<br>ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。<br>また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上 10 年以内とします。 |
| 5. 融資方法 | 証書貸付 |
| 6. 返済方法 | 元利均等返済(毎月の返済額(元金＋利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回方式および特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。<br><br>※ お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 |
| 7. 団体信用生命共済 | 借入期間が 10 年を超える場合は、当組合所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。 |
| 8. 連帯保証人 | 当組合が指定する保証機関(秋田県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 |
| 9. 徴求書類 | (1)所 得 証 明 書<br>・ 給与所得者 ・・・ 源泉徴収票又は給与証明書<br>・ 自 営 業 者 ・・・ 納税証明書その2または確定申告書(写)<br>・ 農 業 者 ・・・ 確定申告書(写)または当組合発行の所得証明書も可<br>(2)本人確認資料 ・・・ 運転免許証又はマイナンバーカード(写)<br>(3)勤務地の確認資料 ・・・(1)で確認できない場合は、在籍証明書等 ※<br>(4)使 途 証 明 書 ・・・ 見積書又は売買契約書、および宅地居宅の登記簿謄本<br>(5)〈借換の場合〉利用中のリフォームローンに関する資料<br>・ 償還表等の返済明細表(写)<br>・ 残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要)<br>・ 通帳等直近6ケ月以内の返済状況を証する証(写)<br>(6)その他、必要となる書類<br>※ 在籍証明書・ねんきん定期便・被保険者記録照会回答票、マイナポータル画面等 |